

令和4年度

第10回 佐々町農業委員会総会議事録

令和5年1月27日（金）

佐々町農業委員会

令和5年1月 第10回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和5年1月27日（金）午後1時30分
2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室
3. 開会 令和5年1月27日（金）午後1時30分

4. 出席委員 (18名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	吉野 裕君	2	濱野 努君	3	池田 邦義君
4	藤永 茂君	5	築城 武美君	6	和田 貞子君
7	坂口 隆英君	8	藤永 九市君	9	寶持 雅祥君
10	池田 晴良君	11	井手 俊博君	12	山下 夕見子君
13	濱野 卓也君	推進委員	林 勇作君	推進委員	福田 庄治君
推進委員	筒井 浩一君	推進委員	玉置 義則君	推進委員	大瀬 敏幸君

5. 欠席委員 (0名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名

6. 職務のための出席者職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
事務局長	金子 剛君	書記	立石 徹君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
2	濱野 努君	3	池田 邦義君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 農業委員会会長・事務局長会議（後期）について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について（3件）

報告第3号 農用地利用配分配分計画の解約について（2件）

報告第4号 農業委員会だよりについて

(4) 審議事項

第32号議案 農地法第5条の規定による許可申請書について

第33号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

(5) 協議事項

○地域計画策定に向けた意向調査について

○佐々町農業委員会委員等の能率給の支給に関する規定の改正について

○視察研修について

(6) その他

①2月定例会の日程について

②その他

事務局長（金子 剛君） 時間定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第10回佐々町農業委員会総会を開会いたします。

それでは、初めに吉野会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 皆さん、こんにちは。新年を迎え、早くももう1月もあと4日ほどとなりました。改めまして、本年もよろしくお願ひ申し上げます。

先日より、10年に一度といわれる寒波による低温が続いております。各地では立ち往生や様々なトラブルが発生しております。皆様方のところではいかがだったでしょうか。まだまだもうしばらくこの状態が続くと予報されております。農作物の管理、また体調に注意され活動してください。

令和4年度もあと2か月ほどとなりましたが、モデル地区の地域計画の策定となっております。また、ほかの地区においても次年度作成に向け、順次進めていかなければならぬとなっています。委員の皆様の御理解と御協力をよろしくお願ひします。本日も議事が円滑に進行しますよう、よろしくお願ひします。

事務局長（金子 剛君） ありがとうございました。本日の出席委員は全員、農業委員は出席です。最適化推進委員についても全員出席でございます。

委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を吉野会長にお願いをいたします。

会長（吉野 裕君） 案件については、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知しておりましたので、この日程でよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）

これより議事に入ります。

まず、日程2の議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき、議長が定めることとなっておりますので、2番、濱野委員、3番、池田委員を指名しますのでよろしくお願ひします。

以上で、日程2を終わります。

それでは、日程3、報告事項に入ります。

報告第1号 農業委員会会長・事務局長会議（後期）についてですが、先日1月17日、令和4年度農業委員会会長・事務局長会議及び研修会が開催されました。

まず、「農業委員会系統をめぐる情勢と今後の取り組み方向について」、全国農業会議所 専務理事 柚木茂夫氏より講演がありました。その中で、食料・農業・農村基本法の検証・見直しが昨年より検討されるようになり、検証部会がスタートしております。その

中で、国産の自給が37%であり、これがロシアの侵攻、円安と相まって食料、穀物などの輸入品目で価格高騰リスクが顕在化、供給量の減少リスクも存在しており、国産で対応することが考えられております。その中で、何といっても外国産に頼っている肥料・飼料を含めて、それが平時のときにいつでもこういう時代が起きても対応できるようしていかなければならぬという方向になっております。

それと、緑の食料戦略作成という中で、2040年までに有機農業技術の確立を目指して、現在取り組む面積が0.5%であるのを25%、100万haまで拡大し、持続可能な開発目標にしていくというシステムが構築されております。それと、年々担い手の不足が言われておりますが、平成12年3月で49歳以下が59%、65歳以上が2%であったのが、令和3年には49歳以下は21%、65歳以上が42%となっております。

そしてまた、耕地面積も昭和36年からすると168万ha減少しているということであり、いろいろそういうお話もあり、次に、あと一番関心のある農地取得の下限面積廃止と国家戦略についてとか、農業会議として我々に、各地域に年度ごとの目標が、もうあと2か月で達成に向けてよろしくお願ひしますということなどがありました。あと、詳しい事務的なことについては事務局のほうから説明させていただきます。書記。

書記（立石 徹君） 今回の会長・事務局長会研修会の中で、その1ページの次第の中で、（2）の農地取得下限面積廃止ということで、以前から農業委員会が危惧していた部分ですね、ここについての説明がありました。資料の2ページをお願いします。

2ページの下段に農地法第3条の許可基準の改正前、改正後ということで載せております。

御存じのとおり、1号、4号、5号、7号とありますが、今回の法改正で第5号の「農地を取得する際に50a以上の面積を所有すること、経営すること」の部分が、その要件が廃止されることになります。同じく、第7号に「地域計画の達成に支障がないことを確認する」という部分が追加されることになります。

こちらにつきましては、その50aの部分が廃止をされるので、農業委員会として農家以外の方ですね。業者だったりとか転用目的で農地を取得するとか、そういったことが危惧されるので本町に限らずですが、県内の市町から県に対して何かしらそういうことが起きないような対策を決めてほしいと。

それか、各市町独自でルールを作ることができないか。例えば、農地を取得して何年間は必ず耕作をしないといけないとか、そういったルールを独自で作れないかということで、県を通じて国のほうに要望を申し上げていたところです。結果、今回の説明では、そういった各自治体が独自でルールを作ることはできないということで、少しちょと残念な結

果となっております。

国の見解としては、あくまでもその50aの要件は廃止になりますが、今残っている許可基準ですね、それをしっかりと申請時に審査してくださいというところで説明があったところです。

資料の2ページに改正内容の説明を載せております。すみません。資料の3ページですね。

例えば第1号関係、農地の全てを効率的に利用することという要件でいえば、取得される方が取得後において行う耕作、また養畜の事業の具体的な内容を明らかにしないような場合は、資産保有目的、登記目的で取得しようとしているものと考えられることから、効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うものとは認められないというところですね。

同じく第7号についても、地域計画の実現に支障を生ずるおそれがある権利取得については許可することができない。特に、地域計画においては農業を担う物事に利用する農用地等を定め、これを地図に表示することとされていることから、当該地図の実現に資するよう、許可の判断することが必要であるとなっております。

とにかく、先ほども申し上げましたように、この50aの廃止以外の要件を今後は今まで以上にというか、審査をしていくことが求められるというところでございます。

説明は以上になります。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御意見・御質問ありませんか。——ないようですので、次に進めさせていただきます。

次に、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。書記。

書記（立石 徹君） 報告第2号の説明をさせていただきます。

こちら、資料の4ページからになります。基盤法による農地の貸し借り契約の解約についてでございます。

まず、資料の4ページをお願いします。

まず、1件目が賃貸人、○○○○、○○○○。賃借人、○○○○、○○○○。土地の所在、江里免字垣内1の3、地目、田、面積1, 935m²、同じく江里免字垣内1の4、地目、田、面積1, 905m²と。こちらにつきましては、資料の6ページに契約書をつけております。令和元年の5月から令和6年の4月30日まで契約をされていた分でございます。

場所につきましては、資料の7ページになります。青で示している部分が、今回の該当

の農地になりますて、こちらにつきましては佐々と江迎のちょうど境界のようなところでございます。上から下に道が延びていると思います。左に。上に行ったら江迎ですね。下が大茂ということで、その該当の場所のちょっと下に右に延びる小さい道があると思います。これは江里のほうを抜けて松瀬のほうに行く道でございます。こちらについては、解約後、耕作される方は今未定となっております。

続きまして、2件目が資料の8ページをお願いします。

賃貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。賃借人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。土地の所在、大茂免字鷹築218の1、地目、田、面積1, 560m²。こちらについても、契約書を資料10ページに記載しております。平成30年からの5年契約となっておりまして、場所につきましては資料の11ページをお願いします。

こちらにつきましては、該当農地はこちらの青で囲んでいる部分でございます。右に道が延びていると思いますけども、下に行けば志方ですね、志方江迎線になります。下のほうに道路脇にちょっと開けたところがあると思うんですが〇〇〇〇さんがあるところですね。その付近の農地になります。

続きまして、3件目になります。資料の12ページをお願いします。

賃貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。賃借人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。土地の所在、口石免字妙見松1495番、地目、畑、面積613m²。契約書は14ページにつけております。令和3年5月から5年契約で、無償で貸されておった分でございます。

場所につきましては、資料の15ページをお願いします。こちらも青で囲んだ部分になりますが、右に延びている道路が国道ですね。国道から芳ノ浦のほうに下る道のそばの農地になります。こちらについても解約後、耕作者は未定となっております。すみません。一個前の大茂の218の1についても耕作者未定となっております。

報告第2号の説明は以上になります。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御意見・御質問はありませんか。8番。

8番（藤永 九市君） ちょっとお尋ねします。

皆さん御存じのとおり、大茂の〇〇〇〇ですね。農業委員、それから農地利用最適化推進委員としてもいろいろと活躍された方ですけども、5反3畝ほど減らすということは、縮小されるんですかね。何か理由があられるんですか、分かればお伺いしたいなと。なんか、減らさすってちょっと残念な気がしますけれどもね。何か理由かなんかあるのか、ちょっと確認したい。

会長（吉野 裕君） 書記。

書記（立石 徹君） 理由につきましては、はっきり窓口では言われませんでした。

8番（藤永 九市君） そしたら縮小ということですかね。分かりました。結構です。

会長（吉野 裕君） ほかにございませんか。——ないようですので、次に進めさせていただきます。

次に、報告第3号 農用地利用配分計画の解約について、事務局の説明を求めます。書記。

書記（立石 徹君） 資料の16ページをお願いします。

報告第3号について説明をさせていただきます。こちらにつきましては、農地中間管理機構の契約の解約になります。それが2件ございます。

まず、1件目が資料の16ページ、貸付者、長崎県農業振興公社、借受者、○○○○、○○○○。土地の所在、佐々町口石免字古堂711の1、地目、田、面積、2, 199m²となっております。

こちらについては、○○○○さんが受け手、元々の農地の所有者が里の○○○○さんが機構に貸されています。その○○○○さんと機構との契約については、令和元年から令和11年までということで、まだ残っているところです。今回、その機構と○○○○さんの令和元年から令和6年までの契約ですね、受け手と機構の契約の解約というところです。

場所につきましては、資料の17ページになります。こちらも青色で囲んだ部分になりますけども、該当農地の上に道があると思いますけど、それを左に進んだら、口石の正福寺に行く道ですね。

資料の18ページが現況でございます。こちらにつきましても、まだ新たな耕作者というのは未定となっております。

続きまして、資料の19ページをお願いします。解約の2件目になります。

貸付者、長崎県農業振興公社、借受者、○○○○、○○○○。こちらにつきましては、こちらも受け手と機構との間の契約の解約でございます。場所につきましては、佐々町迎木場免字流合5の1、地目、田、面積、2, 341m²。所有者は木場の○○○○になります。○○○○さんは機構と令和2年から令和12年までの10年で契約をされておりました。受け手の○○○○さんが機構と令和2年から令和7年までの5年で契約をされていた分の解約でございます。

場所が資料の20ページになります。こちらも青色で囲んだ部分になりますけども、左上に建物があると思います。これが木場の○○○○さんの牛舎、元牛舎のそばの農地になっておりまして、資料の21ページが現況写真でございます。こちらも耕作者はまだ未定というところで聞いております。

説明は以上になります。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見・御質問のあられる方はいらっしゃいませんか。——ないようですので、次に進めさせていただきます。

次に、報告第4号農業委員会だよりについて、事務局の説明を求めます。書記。

書記（立石 徹君） 資料の22ページをお願いします。失礼しました。別で配っております農業委員会だよりをお願いします。

こちらにつきましては、令和5年の1月発行ということで、先日、各営農組合長さんを通じて農家の方に、町内農家の方に配布させていただいたところでございます。

内容につきましては、御覧のとおり相続登記の義務化の話であったり、地域計画の話や先ほどの農地を取得する際の下限面積要件の廃止の話等ですね、あとは6ページに今度、来年の7月が農業委員と推進委員さんの改選がありますので、その内容のお知らせということで載せさせていただいております。

こちらにつきましては、五役の皆さんに編集委員ということで御協力をいただきました。御協力ありがとうございました。報告は以上になります。

会長（吉野 裕君） この件について、8番。

8番（藤永 九市君） まずは、12月の総会の折に、この農業委員会だよりはどうなんですかとお尋ねしましたら、もう出来上がって配布するばかりになっていますという御回答やつたですよね。それで、これにあたられた事務局、そして五役の皆さんに編集委員として御尽力いただいたということで、ご苦労様でしたという意味でお話をしたわけです。

それで、これ見させてもらいましたけれども、何と木場の写真が入っています。どこやろうかいねと思いながらも、実はこの配布時期の問題を私は言いたいんですが、JAの座談会がございまして、16日にこれ頂いたんですね。1月の16日にうちが営農座談会だったものですからね。それで、JAの座談会ですから、それぞれの資料たくさんあって、一緒に配られて説明、そしてそのほうとそれからうちの組合の総会も農業委員会の任期の問題もありました。引き続いてあったんですけども、これが一緒に入っていることが分からんやったですね。

それで、本来ならば、できれば早くね、せっかく立派にできているんですから、配布していただければね、配布方法がちょっとそれも今後検討すべきじゃないかなと思ったんですけども、そのときに質問が出たんです。この3ページにありますよね。また、後でこれは遅くなりますから、これについてはその他でまた私は触れたいと思いますけどね。ここで、地域計画の中で木場地区の策定を行っていきますというような文言が入っておったものですから、これについてこうということで農業委員さんで木場について書いてあるとばつてん、どういう形で行われるとですかって質問があつたです。

4者、4人おりますから、4人で見合わせて今日もろうたとよね。知らんよね、内容はっていいながらですね、答えようがなかったんですね。それで、いや、申し訳ない。これ今もろうて、みんなと一緒に今聞いて見よるとよという形の中で、この内容って今聞きりますけど、知らなかつたんですね。だから、早う見ておれば私も答えようがあつたんですけどもね。そういったことで、やはりせっかく立派にできたんだから、できるだけ早めに配れるような体制をとつたら、それともっと早めに編集するかっていう考え方で、できれば正月の月でも見れるような形でね、配布できればなと思うものですから、たまたまそういうことがあつたものですから、申し上げているわけあります。

同じく、3ページ目からこれ間違いだと思いますけどね。今年5月にしてありますけど、昨年5月にでしょう。年内に編集したものだから、そういう書き方になったんだろうと思うんです。今年5月に成立したってありますでしょう。これは訂正したらいいと思います。もう今さら、配ってからは多分誤りだと思うんですけどね。違いますかね。

いずれにしましても、そういうことでございまして、これは私が提案してといいますか、1年に1回編集することになりましたから、充実した内容でね。今まででは、その前は2回発行されていたんですけど、1年にまとめるような形になって、県内の各市町の編集の時期とか回数とか確認してもらつたら、事務局からほとんど1年に1回ということのお話だったものですから、うちもそういうものにしようじゃないかなということで、こういう形になったと。

立派に出来上がつていますから、今申し上げますようにできるだけ早めに配らるるような体制をとれたらどうかなということを今申し上げたわけですね。そういうことがたまたま出てきたものですから、恥かいたんですよ。みんなの前でいうものですからね。知らんつて何ですかってこと。知らんとが当然ですよ。16日にもらつたものだから。だから、繰り返すようですが、そういうことでございました。

それから、この前言いました、この地域計画については、その他でまた触れたいと思いますけども、ここでいうよりも長くなりますので。木場の問題、今年やらなきやならんということですから、重大な問題ですよ、木場にすればね。木場ばかりと言われてもどうにもならんし、逆に佐々を代表して佐々のために、21市町の中で木場しとるけん、格好つくとですよ。会長、そうでしょう。県に行っても格好がつくとよ。そういうこともありますから、今度この地域計画についても、また木場がせんばならんもんで、そういう頭に置いて、何ちゅうことですかっていうふうな言い方の意見やつたとですよ。この16日には。

だから、これは重大なことかなというふうに思っています。簡単なようですけども、大変なんですね。そういうことでしたので、せっかくできたのでこれに問題があるという意

味ではありません。配布時期をちょっと考えたらいいんじゃないかと、申し上げました。
そういうことです。

以上です。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） 委員がおっしゃるとおりでございます。この委員会だよりにつきましては、以前は年2回、去年から年に1回発行するというような計画であります。以前も藤永委員のほうから私がちょっと担当しているときに、町長の挨拶、それから会長の挨拶等も1月に発行するのでしたほうがいいんじゃないかというような御指摘をいただいておりました。その辺はできたかなと思っていますけども、座談会の前に本来であれば12月の委員会でちょっと見せておけば、皆さんに、編集員だけではなく皆様に御覧いただいて御指摘をいただけたらよかったです。今後、そういうふうなことを踏まえまして、反省をして皆様に前もって御提示をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

会長（吉野 裕君） ほかにございませんか。ここに書いてある木場地区って名指ししているとは、人・農地プランが県の指定で佐々町では木場地区が先に取り組んでいただいているがコロナで開催ができなかったり、何やかんやして、そうしている間に今度はその次の段階として地域計画ということになって、一筆一筆を調査してまた地図を作るというふうになっており、そしてそれが県北で佐々町では一応、木場地区が最初にされたということで、ここに木場地区っていうことが出てきるわけですので、そこら辺を御理解いただければと思います。

8番（藤永 九市君） ちょっとといいです。そうですか。やっぱ関連してるんですね。ただ単純に表紙を、写真木場を撮ってあるわけじゃないわけですね。

会長（吉野 裕君） そうです。

8番（藤永 九市君） 地域計画の一環として、そういうことですか。それも初めて聞きました。いやいや木場ばまた撮ってこいって言って、立石書記が慌てて行って撮ったもんじゃろうかなとか思いながらね。そういうことですか。分かりました。ありがとうございました。

会長（吉野 裕君） この写真も11月やったですかね。全国農業新聞の県北、長崎県版のときにはこの写真が新聞にも載っております。ほかにございませんか。——なければ次に進ませていただきます。

次に、日程4、審議事項に入ります。

第32号議案農地法第5条の規定による許可申請書について、事務局の説明を求めます。

書記。

書記（立石 徹君） 資料の 22 ページをお願いします。

議案第 32 号農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請書について、県知事許可分でございます。

朗読説明させていただきます。土地の所在地、北松浦郡佐々町小浦免字小丸山 98 番、登記地目、畠、現況、休耕、登記面積、 52m^2 、譲受人、○○○○、○○○○、会社員。譲渡人、○○○○、○○○○、無職。転用目的、一般個人住宅 1 棟、54.65 m^2 、農地区分、第三種。

こちらにつきましては、譲受人が現在、賃貸の住宅に住んでいらっしゃいまして、家族が増えられて現在の賃貸住宅が手狭となつたために、新たに住宅を建築するというものでございます。

資料の 23 ページをお願いします。

こちら申請書になります。2か所修正がございまして、譲受人、譲渡人、申請代理人と名前が入っていると思います。その下に「下記のとおり転用のため、農地の権利を」という文があると思います。その文の中で、（移転）が消してあって、「設定したので」となっていると思いますけども、これは移転が、所有権の移転になりますので、設定ではなくて移転が正しいというところになります。

それと、中段の 3 番、転用計画の中の（4）工事計画の第 1 期・着工令和 5 年 3 月 1 日から令和 5 年 8 月 30 日までというふうに書いてありますけども、その 8 の横に 6 という数字が書いてあると思います。正しくはこの 6 ですね。6 月が正しいというところになります。こちらにつきましては、先ほどこの申請書の差し替えをもらっているところでございます。

すみません。申請場所につきましては、資料の 27 ページになります。

真ん中のちょっと上のほうですね、斜線で示しているところがあると思うんですけども、そこが今回の申請場所になります。中段にあります横に延びている道路が県道の佐世保鹿町線ですね。その佐世保鹿町線の○○○○さんや、○○○○さん、○○○○さんといった場所からの横の道から入つていったところが申請場所になりまして、現況の写真が 29 ページになります。

29 ページの写真 2 枚つけておりますけども、上の写真を御覧ください。道路の横の土地ですね、黒で囲んでいると思います。この黒で囲んでいるところにその家が、家を建てるということになります。ここの黒で囲んだ土地については、もう既に地目が宅地となっております。今回の転用がその奥ですね、奥に黄色で囲んだ部分があると思います。

この農地の部分が今回の転用に係る部分でございます。

下の写真が、黄色の農地をちょっと拡大して示している写真でございます。こちらについては、黄色で囲んだ該当の申請農地につきましては、この部分については建物等は建ちませんが、その手前の住宅用地と合わせて一体的に宅地として利用するということで、転用申請が出ております。

続きまして、資料の30ページと31ページを御覧ください。

被害防除計画書になります。まず、①番につきましては、申請地の造成計画は盛土、切土等は行わず、整地のみを行うとなっております。それに対しての被害防除措置として、この申請地の横に農地がございます。

資料の28ページに地籍図をつけております。これのピンク色で囲んでいる98番地というのが今回申請地ですね。その横に、99番、畑、これが、この農地が隣接しておりますけども、こちらにつきましてはこの99番の農地、今は耕作はされていないんですけども、この99番のほうが申請地の98番より少し高くなっているんですね。なので、特に影響はないところです。あわせて、99番の〇〇〇〇さん、所有者の〇〇〇〇さんから資料の35ページに隣接農地所有者の同意書ということで頂いているところでございます。

被害防除計画に戻りまして、排水関係ですけども、まず雨水につきましては既存の側溝に流すというところで、この青で示しているものが雨水の導線でございます。汚水につきましては赤で示しておりますけども、こちら下水道につなげると、流すというところとなっております。あとは、建物の高さを下限して被害防除をするというふうになっております。

資料の32ページ、33ページが平面図、立面図関係に、34ページが図面関係になっております。木造の2階建ての住宅を建てられるという計画でございます。説明は以上になります。

会長（吉野 裕君） 地元委員の補足説明をお願いします。16番。

16番（福田 庄治君） 1月23日に事務局、藤永委員、私と行政書士の方と午後より現地確認を行いました。

今、事務局から詳しく説明があったとおりで、補足等はありません。よろしくお願いします。

会長（吉野 裕君） この件について何か、御意見・御質問はありませんか。——ないようすで、採決をいたします。第32号議案について、転用やむなしと思われる方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございました。挙手多数ですので、転用やむなしということで、県に進達いたします。

第33号議案農用地利用集積計画の承認について、事務局の説明を求めます。書記。

書記（立石 徹君） 資料の36ページをお願いします。

第33号議案農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので、本委員会の承認を求める。令和5年1月27日、佐々町農業委員会会長。

資料の37ページをお願いします。

こちらにつきましては、集積計画が1件でございます。佐々町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の（5）の規定による農地利用集積計画書、権利の設定を行う者、貸し手農家、〇〇〇〇、〇〇〇〇。権利の設定を行う者、借り手農家、〇〇〇〇、〇〇〇〇。土地の所在、八口免字川尻、地番666の2、地目、田、面積、1,001m²、借り手農家耕作面積、9,122m²、権利の種類、賃借権、区域区分、農用地、設定内容、5年契約、年1万円の金納となっております。

説明は以上になります。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御意見・御質問はありませんか。——ないようすで、採決をいたします。第33号議案について、承認することに賛成の方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございました。挙手多数ですので、承認することといたします。

次に、日程5 協議事項について、事務局からの説明を求めます。書記。

書記（立石 徹君） 資料の38ページをお願いします。

こちら、地域計画策定に向けた意向調査についてということで、先ほど藤永委員のほうからも地域計画の話がありましたけども、今年度から令和5年度、令和6年度、令和6年度末までに佐々町の全8地区の地域計画を定める必要がございまして、先ほどありましたように、今年度、令和4年度にまず推進地区、モデル地区に指定されております木場地区をまず3月末までに、今年度ですね、つくり上げる必要がございます。

その策定にあたりまして、まずは木場の農家の皆さん、木場地区の農地を所有している方や、非農家の皆さん、1筆ごとに意向調査ですね、今後どうしていくのかというアンケート、意向調査をする必要がございまして、この資料の38ページから44ページまでが、これは国が示している様式になりますと、農家用ですね、農業経営者用の意向調査になります。

資料の45ページから47ページまでが、不在地主、土地持ち非農家用ということで、ちょっと様式が分かれています。農家用が少し量が多いんですけども、まず認定農業者ですかとか、後継者はいますかという中から始まり、10年後の経営の意向についてとい

う、経営を規模拡大するのか、縮小するのかといったような質問がありまして、最後に資料の44ページに農地1筆ごとの意向を記入する項目がございます。非農家も同じですね。非農家用も47ページに同じように1筆ごとの意向を記載してもらうというところになります。

3月末までに木場地区をつくるということで、まずはこの意向調査をしないといけないというところで、近日中に木場地区の土地を持っていらっしゃる方に、この意向調査、アンケートを郵送をさせていただこうというふうに思っております。それぞれ、土地農地の台帳を同封しまして、返信用封筒をつけた上で郵送させていただいて、もちろん全部回収とかはちょっと厳しいとは思いますけど、極力多く回収して意向を把握したいというふうに思っております。

この意向を把握した上で、それを取りまとめて、先ほど会長からありました木場地区の、地区の目標地図というものを農業委員会が作らないといけないというところになりました、目標地図の素案ですね、素案をつくりまして、そこから目標地図の素案を基に地区に入つて、木場地区に入って木場の農家さんと協議をして、計画を詰めていくということになるんですけども、その意向調査をして、意向調査を基に目標地図を作るまでが農業委員会の役割ですね。

その目標地図の素案を基に地域で協議して、目標地図を作り上げて、地域計画をつくり上げる、それが農林水産課の役割になります。これを、3月末までに木場を全部終わらせる必要があるんですけども、なかなかちょっと日程的に厳しいところではあるんですけども、なんとかそれをつくり上げたいと思っているところでございます。

まず、この意向調査を郵送させていただくので、回答がない方について農業委員の皆様に、ちょっとおうちに行ってもらって回答をもらってきていただくようなことを、お願ひすることにはなろうかと思っているところでございます。

説明は以上になります。

会長（吉野 裕君） 何か御意見・御質問はありませんか。8番。

8番（藤永 九市君） 大体分かってきましたけども、先ほど申し上げておりました農業委員会だより、これする前に我々に話をして、それから教えてやればよかったですけどもね。結局、お話の御存じのとおり、3年前の、もう3年目になりますけどもね。人・農地プランで、そこで集会所で皆さんで話し合いを持ったんですね。その後、ずっと木場を皮切りにやろうっていう計画だったのが、もうコロナの関係で全くできなくなつたというのが、これまでの経緯だと思うんですね。

だから、木場だけがしたんだよという意味じゃないんですけども、途切れてしまったの

は、もう3年もたったという形なんすけども、それが幸いしたかどうか、それがまたモデル地区あるいは重点地域というふうな形の中で、県のほうで振興局か、佐々町の中で木場地区をということで、こういう形になってきたと思うんですね。

だから、それをまた遡って言えないんですけど、皆さん方にお願いしながらこういう策定に向けて、地域計画の策定に向けて木場がしなきやならんだろうともいうように気はしておりますけども、ただ簡単にいかんですね。皆さん方に理解をしていただいて、目的は分かっても果たしてそれに皆さんについてきてどうしようこうしようということ、動いてくれるかどうか、世話する者が誰かおるかとかいう、この農業の状況の中でも大変難しいわけですね。だから、やっぱりもちろん今の体系でいいように推進委員さんと木場は4人ですね、組合数というか、農家戸数も多いし、地籍も多いという形にあって、木場一つで、一つ集落の形の中で、活動組織なり集落営農をやってきておるわけですから、やりやすいものですからね。それを取り組んでいくとは、確かにしなきやならんということを皆さん思っておられます。

折しも改選期です。委員の皆さん御存じのとおり、7月いっぱい、7月19日まで我々が任期です。だから、その辺もかみ合いがあって、新体制の中でやってもらう形になるかもしれませんしね。だから、非常に難しいところもあるんですね。お互いそうだと思いますよ。改選。ずっとこれが続いているときならやりやすいんですけどもね。いや、木場の後はせろよというふうなことでやめていかなならんごとなりますからね。だから、いずれにしましても、これにかかるまず準備の基幹、この前、12月の25日に、総会の後に説明ございましたよね。

結局、農業会議から来て、ここで研修しましたよね。そのとき説明あった。ただ、足早に時間がないものだからどんどんどんどん行くもので、見逃してみよったらちゃんと載っていますものね、この資料に。ちゃんと佐々の木場も載つとうと、重点地域であり、そしてそれに基づいてこういう形になって、会長が言いましたように写真もそう、内容的にそういう形で関連して入ってきとるというとの、今感じて分かるとですけどもね。

だから、やっぱり責任感物すごく感じるわけですから、今申し上げましたように改選期でもあるし、それぞれ皆さんにつないでいかなならんし、それからいつももう大新田の人はよく御存じと思いますが、○○○○君が本陣の里で活動資金のほうで一生懸命やってくれようです。私どもおんぶにだっこで助かつとるとですね。しかし、文句も言うんですよ。ぶっちゃけた話、大新田の皆さんから木場もんばっかりなんしよるとって言われて、どうにもならんばいとか言うけん、逆たい、逆って。佐々を代表としよるだけであって、木場だけばしてもらおうと思つてしまふやなかとぞ。って言うとですけどもね。そういうふ

うに、捉え方でそういうふうになる。

だから、木場ばっかりしてもらいよるごととられてならんし、事情があつてこういうふうになってきたんですから、人・農地プランができなかつたといつのも一つはコロナのせいにすればコロナのせいですからね。しかし、そういうふうにあって、だからその辺の皆さん方の、農業委員の皆さんもしっかり御理解いただけると思いますけどもね。木場だけをするんじゃなくして佐々の全体的考え方ながらまず皮切りに木場をしよるんだということで、理解を持って協力してもらわんとね。物事はできていかないと思うんですね。

だから、私安請け合いしませんけれども、責任感じているんです。こういうふうに重点地域、モデル地域となれば夜にでも話ながら、また振興局も交えながらですね。もちろん、振興局とJAと事務局も当然でしようけどもね。それを農林水産課ですか、一緒になってやっていかなければならんだろうけど、それだけ示してやれば逃げるわけにはいかないでしようからね。だから、その辺を皆さんも18名の皆さんもですね、農業委員さんもされてて、推進委員の皆さんもこの今の話をよく理解していただいて同意してもらわんとできていかないと思うんですが、それからまたそういうような形の中で、会長、そうでしょう。会長中心であなたが旗揚げして、こうやれってやってもらわんとやれないものですから、それを一応念を押しておきたいと思う。会長、よろしくお願ひします。事務局もね。そういうことで、一応、もうこういう形に出てきたものですから、私は意見として申し上げておきます。

以上です。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） 藤永委員、おっしゃるとおりと思いますけども、今回、平成30年ですか、第1回目の適正化のアンケートを皆様にお願いした経緯があると思います。そのときは、各地区で集まつていない部分を自宅を訪問してとるだけじゃなくて、ただ中を書いてあるかという。書いてなかつたら書き方まで教えて回収したという例があります。

それと同じですけども、もうこれが一番のデータになるものですから、これがないと地域計画もできないものですから、まずは事務局で今進めております。このアンケート用紙を木場地区に発送する予定です。この様式ですね。これに農地台帳、所有者でもどこに農地があるか分からぬ方もいらっしゃいますので、農地台帳をつけてこのアンケート用紙をつけて発送をいたします。期限を設けましていついつまでに事務局のほうへ送ってくださいと。返信用の封筒も入れるようにしております。返ってこない分、それと書いてなかつた分については木場地区の委員さんを主に、再度事務局から書くようにお願いをしたいと思います。木場地区の委員さん大変ですので、だけじゃなくてほかの委員さんにも今回

は木場がモデル地区になっておりますので、ほかの委員さんにもその回収のほうをお願いしようかなというふうに事務局としては思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

そのときは、前回も書き方の見本とか、いろいろつけて配った経緯もあると思うんですけれども、分かりやすいように説明をできるように、委員さんにお願いをしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

会長（吉野 裕君） 農業委員研修のときにも、農業会議所のほうからそのような旨は多分説明があったと思っております。とにかくコロナで二、三年空白の期間っていうんですかね。なんか周知がそこではやけてしまったような感じになって、もうちょっと今は集会はするなどはないんですけど、行動制限はないんですけど、なかなかコロナの収まりもないで集まりにくい状態ではあるかと思いますが、何とかそこをモデル地区がまず最初にこの地域計画、人・農地プランから変わった、この地域計画を作成しなさいというふうになっておりますので、大変お忙しいとは思いますが、そこら辺は御理解いただいて手が足りなければほかの委員さんにもお願いして、何とかつくり上げたいと思っておりますので、それが終わりましたら各地区全地区にすぐ移っていかなければなりません。そういうことで、大変かと思いますが木場地区の委員さんにはよろしくお願ひしたいと思います。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 新しい委員さんの全然知らない委員さんもいらっしゃると思いますので、過去の経緯をちょっと言いますと、人・農地プラン、以前は5年後、10年後どうなるかと、どういうふうにして農業をしていくかというふうな計画で、そのときもアンケートを1回取りました。アンケートを取りまして、その後に各支部で協議をするようにしておりますと、実際やったのは木場地区だけなんですよ。木場地区の農業委員さんに集めていただいて県の職員、それから町の職員、もろもろ55名ぐらいに集まって5年後、10年後どうしていくというような話をしてもらったわけですね。ただ、会長が言いますように後についてはコロナの関係で対面ができないようになったわけですね。集まることが。

なので、非対面ということで集まらずにアンケートだけでいいということで、国のほうも言っていただきましたので、アンケートで話し合いをしたというような結果で今進んでいるというような状況です。今後については話し合いについては農林水産課のほうにはなると思うんですけども、一応もととなるこのアンケートのデータですね、これが一番主なると思いますので、皆様に本当何度も言いますけども、御協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

会長（吉野 裕君） 5番。

5番（築城 武美君） 地域計画の策定について、今県が持っている案は5年、6年で地域計画をつくりますって言っているんですよね。それは木場だけの話でないんですよ。基本的にはね。それで、もともと木場が先行して今まで人・農地プランも先行していただきました。今後、佐々町は佐々町の地域として、地域計画を5年、6年でつくりますってなっているんです。そのモデル地区が木場ですって今言っているだけのことですから、流れ的に木場の分を5年、6年で完成させればいいということじゃないんで、全体計画をやっぱりぴしっと事務局がつくるべきだと思っています。5年、6年のですね。

それで、木場の進捗と合わせて他の地域は、まだ木場以上に筆数を持っていると思うんですよ。そこで、そういうことを引き続きできるように、アンケートだけは木場とは少し時期がずれるかもしれないけれども、木場を発送したら全地域にアンケートをするという前提をつくりながら、ほかの地域もその地域計画が一体となった活動になるように応援もしていいですから、そういうふうな工程計画をつくって、地域計画の策定に向かうべきだというふうに思っております。私の意見です。

以上です。

会長（吉野 裕君） ありがとうございました。一応、事務局のほうではほかの地区に関してはスケジュールを計画して、皆さんに協力を願いたいと思います。取りあえず、何回も言いますけど、木場のほうをして間を空かずにこういう期限が迫った時期にならないように早めに進めて行ければなと思っておりますので、よろしくお願いします。

5番（築城 武美君） もう一つよかですか。

会長（吉野 裕君） はい。

5番（築城 武美君） もう一つ、下限面積の廃止というのが提案されて、今年度法律が決定されるんですよね。ということは、5年度にはもうその法律が決定されて、施行がいつからになるかというのは僕は確認できていないんですけど、下限面積の判断基準の中に、第7号条件の中に地域計画に支障を与えないことという前提つきの許可条件が出てくるはずなんですね。先ほど説明の中でもありましたけども、そうすると地域計画がこういう計画だからこの土地についてはあなたに売れませんっていうふうに言わないかん時期が、もう近々来るはずなんですね。

だから、そういうこともあって地域計画がそういう地域農業の地域計画に沿わない土地の売買については認めないという前提をつくるわけですから、その辺も合わせて判断できるようになるべく早く取組をしていかんと50a、下限面積だけが先行して地域計画ないんで、まだ計画はありませんからそれ大丈夫ですよなんていう許可条件にならないように、やはりきっちとそこを整理していかんと下限面積の緩和によって出てくる農地への障害と

いうのは結構あるんじゃないかという気がしていますから、そのところも考えた上での対策にしていただきたいというのがお願いでございます。

会長（吉野 裕君） 書記。

書記（立石 徹君） 補足で、今、築城委員のほうからありましたが、50aの要件の廃止はもう今年の4月1日から廃止ということで考えていく必要があります。

地域計画については、令和5年度、令和6年度末までにつくり上げていくことになりますけど、今委員が言われたように地域計画の策定が遅れれば、まだ計画ができていないのとかもいう話になるので、そこについては4年度は木場をつくる。5年度以降は2年間ありますけども、できるだけ早くスムーズな形で各地区の計画をつくっていきたいというふうに思っております。

以上です。

会長（吉野 裕君） ほかにございませんか。——なければ、次に進ませていただきます。書記。

書記（立石 徹君） 協議事項の2番目ですね。佐々町農業委員会委員等の能率給の支給に関する規則の改正について、説明をさせていただきます。

資料の48ページをお願いします。

こちらの規則につきましては、毎月委員の皆様から提出をしていただいております活動記録簿ですね、最適化活動の活動記録の委員の皆様の実績を基に、毎年国のほうから町のほうに交付金が出ておりまして、この規則についてはその国から出た交付金を委員の皆様に支給するための支給金額の算定の基準を定めた規則でございます。今回、その改正をしていきたいと思っているのが、今年度この交付金が国のほうがちょっと予算額が変わったりですね、国の。

あと、国の算定基準が変わったりして、今この4年度の交付金が4年の4月から9月末までの半年の皆様の実績を基に、交付金の金額が決まるんですけども、今国から示されているのが、昨年の金額より大幅に増額となっておりまして、これは本町に限らず、各市町軒並み増額になっておりまして、国としてはこの各市町の配分、増額なった分をもう全額、示された金額を各市町が全部受け入れてほしいと。受け入れるために、こういう規則の改正が必要があれば各市町規則を改正してほしいというような話がっております。

48ページの規則を見ていただきますと、真ん中のほうに第4条の（1）活動実績分については対象活動に要した時間について、1時間当たり840円とするというふうな文言がありまして、こちらにつきましてはまず840円というところが10月から最低賃金が853円になったので、そこも引っかかるところではあるんですけども、そもそも時給という形で規則をつくっているのが、県内でももう数市町しかないんですよね。ほかの市町に

つきましては、交付された金額ですね、市町に交付された金額を皆様がそれぞれの活動時間に応じて案分して支給をしていると。こういう時給を定めていないんですね。

この時給の規則があると、今回4年度交付金示されている額をかなり下回る金額になるんですよね。これで計算すると。皆さんには840円掛け何時間でそれぞれ計算すると。なので、事務局としてはこの1時間当たり840円という時給の文言をちょっと削除したいというふうにまず思っているところでございます。

それと、これが活動実績分、活動時間ですね、何時間っていう、（4）に成果分という、成果分については農地利用最適化交付金の成果実績交付額決定後に委員等の活動実績に応じて算定するものとするっていうふうに、活動実績の分と成果実績という2つがあるんですけども、今まで佐々町が交付金の申請をする際に、活動実績の分で申請はあったんですけど、なかなか成果ですね、どれだけ新規で農地を集積したとか遊休農地を解消したとか、その成果はあまり、佐々町の場合は成果があまりなかったので、活動実績の分をもって交付金が交付をされていたんですけども、今回、幾らか成果分についても支給分がありまして、ただ交付金額の全体額の活動実績分と成果分の割合というか、例えば100万としたら100万のうちの50万が活動実績で、残りの50万が成果実績とか、そういう割合が国から示されていないんですね。もう全体、金額だけがぼんって示されているような形。

なので、活動時間、活動実績分だけであれば単純にこの840円を廃止して、削除して、交付金額を皆さんのが活動実績に応じて案分して支給したらいいんですけども、成果分でちょっとどういうふうに成果分を算定するかというのを考える必要がありまして、その成果分につきましてはちょっとほかの市町もどういうふうにその成果分を、この成果分を考えて支給しているのかというのをちょっと聞いてみる必要があるというふうに思っていますので、近隣の市町のどういうふうに算定をしているか。この辺もちょっと調査が必要になりますので、次の2月の総会で規則の改正案を示せるように、ちょっと今から動いていきたいというふうに思っているところでございます。

説明は以上になります。

会長（吉野 裕君） 5番。

5番（築城 武美君） まず、質問があります。まず、能率給の支給対象となる活動っていう、この活動は現在の基本給がある1万8,900円の中にこれは組み込んであるんですか、もともと。予算の中身がよく分からないんですが、別枠でこの予算を来て、例えば基本給の部分の1万8,900円というやつは、もともと別にある予算なんですか。そのところはどうなんですか。現在、活動費、活動日誌を出しておりますけども、そこの中で何て書いたら、この能率給の対象なんですか。中身がよく分からないんですよ。

書記（立石 徹君） 今の御質問ですけども、まず予算については毎月の農業委員さんの1万8,900円と、この活動に、最適化活動に係る分の予算はもう全く別ですね。

5番（築城 武美君） 別ですか。

書記（立石 徹君） はい。別になります。もう1万8,900円とかはきっちり定額ですね、定額で出しているので、先ほどの交付金に係る活動、対象経費、活動というのが、いつも活動記録簿を書いてもらうときに、大分類、中分類とか、1の1の1とか書いてもらっていると思うんですけども、その大分類が1から6まであります、その大分類の2、3、4がこの交付金に係る活動になります。担い手への農地集積集約化と遊休農地の発生防止解消と新規参入の促進活動、なので1番、この総会に出席したとか、あとは5条の転用があって現地確認にいったとか、それは1番になるのでこの交付金の対象ではないです。

5番（築城 武美君） そうすると、農地パトロールは能率給なんですか。

書記（立石 徹君） 農地パトロールは、能率給ですね。

事務局長（金子 剛君） 農地パトロールとか、農地集積が一番だと思うんですね。以前は人・農地プランの協議とか、それに費やした活動費とかが基本的には対象になります。なので、この総会とかはもう全く対象には、この補助金の対象にはなりません。報酬で賄っていますので。

5番（築城 武美君） さらに具体的に聞きますけども、例えば今後木場地区で行う、その地域計画の策定に向かって農業委員さん、または推進委員さんが動いた活動はこの能率給の対象ですねという、整理の仕方をしますということなんですね。

事務局長（金子 剛君） この活動費と成果と二通りあるんです。活動払いと活動費と成果費払い。二通りですね。二通りあって、今まで私は私たちのときは活動費だけしか出したことはないです。はつきりいって、出したのは1回だけこの成果費が国の予算に盛り込まれたときに、1回だけ均等割で出しました。それ以来、成果のほうは出していません。皆さんのが例えれば集積で、集積をしてここが大体、この耕作放棄地が1ha以上とか、いろいろそんな決まりがあったんですね。最近になってまた国が言うからじゃないんですけど、国が予算をつけてきて成果費も使ってくれというような方針です。

なので、今回、4年度については成果費、それから活動費二つありますけど、その二通りを出させてもらおうかなと思っております。そのためには、先ほど言いました840円、時間の時間給で840円のちょっと縛りを解かないと、計算方法が狂ってくるというところもありますので、次回でまた審議にかけますけども、まずその840円を除いて皆さんの活動費、成果払い、それにあてるというふうに考えております。

だから、報酬はもう先ほど言いましたとおり全く別です。報酬はもう定額ですので、も

う3月に1回の報酬になります。それを活動費と成果費は全く別なので、それだけあります。二通りあります。報酬と活動費、成果払い、二つほどあるというふうに認識をしていただければと思います。

以上です。

5番（築城 武美君） 以前、成果費がゼロですよっていうふうに事務局長が発言された時があるんですよ。人・農地プランのところと成果費の話ね、活動費じゃなくて。だから、そのときに今まで成果費はゼロでしたという話があったときに、何をすれば成果を見るんですかという説明がなかったんで、現実的には何をすれば成果費が出てくるのかっていう気がありまして、例えば3班で人・農地プランの会議をしました。これは、成果として申請をしたらどうだろうかといって活動日誌を書いたりとか、いろいろして成果ですよってやつたつもりがあるんですが、現実的に出てきた報酬の中が成果費なのか、活動費なのか、基本給なのか、報償金なのかよう分からんから、現実は一遍聞いたときは成果費はゼロですもんねって言われたのが非常に気になつとつですね。

今後、成果と見るときの話というのは、例えば先ほど言った地域計画が策定されてしまえば成果なのか、途中は活動費なのか、よく分からないんですよ。現実的にね。だから、そういうふうなところも整理をして、この要綱、規則がつくったほうがいいのかというふうに思っていることと、もし時間給を使うならば法律で定めとる最賃の額を下回るような報酬は認められないというのが、役所の思いだなと思いますから、それが一つ。

それから、この規則が年で決めてしまいすると、この最賃法による最賃の額は分からぬですよね。例えばの話が、およその額が、例えば最賃は今853円なんだけれども、これは840円だか、853円少なくとも現在の労働対価を出すとしても、来年、再来年というのはこの規則ができてからどんどんどんどん最賃は上がっていくですね。そうすると、その額指定をしてしまったら、毎年この規則改正せないかんことなるから、それは避けて文面で最賃を上回るとか、下回らないとか、上回るとかどっちでもいいけど、そういうような書き方もせんと毎年、その規則改正せんと金額が入った場合は問題があるんで、そういうふうなところも勘案して、この規則をつくっておくべきだというふうに思っていることと、先ほどは活動費と成果費の区分をしっかりと区別して明記せんと、何が正解なのか分からぬ部分があると思います。

それから、これもう一点お尋ねしたいのは、これは交付金は町がこういうものでこうしますので、交付くださいっていう資料が上がっているのか、そうじゃなくて一町単位にあなたのところは、例えば農地がこれだけあって農業人口がこれだけおるから、それに対して一律にばんですよってきた、そういう決め方なのか、そこはよく分からぬんだけど、

どうなんですか。この交付金が流れてきよる根拠は別に申請をしたやつに対して交付がありよるんですか。それはもう一括して向こう任せなんですか。交付額決定は。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） 私が支出をさせてもらっているときには、活動費だけでしたので、あくまで皆さんの活動記録簿、毎月の、毎年のそれを基に先ほどの要件に満たした活動に840円をつけまして、こちらから幾らになりましたっていう、国ほうに申請をしておりました。それで出したというような状況でございます。

5番（築城 武美君） そうすると、お金は清算金は年1回ですね。

事務局長（金子 剛君） 年1回です。

5番（築城 武美君） 最後、いわゆる活動が最後の分で1回で清算をする。

事務局長（金子 剛君） 年度末に清算をしたというような状況です。なので、1月、2月、3月の報酬と一緒に最後は、少し多めになっていたと思うんですけど、一緒に振り込んでいるというような状況ですね。ただ、今年に限ってはこれだけの予算がありますので、これだけ使ってくださいというような状況のようです。4年度はですね。

だから、なかなか成果払いについては国ほうも示せないわけですね。どがん出したらいいのかどうか。各市町村困っているわけですよ。はっきり言って。活動費は大体規則がありましたよね、840円の。時間ごとに出していくってというような状況じゃあるんですけど。

以上です。

会長（吉野 裕君） ほかにございませんか。——なければ、次に進ませていただきます。

書記（立石 徹君） 協議事項の最後の3番目ですね。視察研修についてということで、こちら視察研修につきましては、今年度当初からどうするかということで協議をしてきたところです。場所につきましては、大分の国東半島のほうに行きたいという案もあって、ただちょっと今コロナの状況があるので、なかなか受け入れ先がないよねっていう話もありました。

ただ、今年の7月に皆さん改選があるので、できれば行きたいよねというところで、いつ行くかというのも3月までに行かないといけないというところじゃなくて、ちょっとそれを延ばして5月とか、6月とかまで延ばしたところで行けるようにちょっと考えていこうというところでなっていたと思います。

ただ、今御存じのとおりちょっと今までコロナの状況がなかなか厳しいというところもありますし、今はもう1月末というところで、事務局としては取りあえず3月、今年度末、3月末までの視察研修に行くというのはちょっと厳しいかなというところで考えておりま

す。ちょっと、農業委員会の予算の補正予算の絡みもあるんですけども、3月までに行くのはちょっと厳しいかなと。予算も4年度の予算を補正して落とさせていただきたいと思っております。5年度になってからはまたその状況を見ながら、5年度の予算になりますけども、また視察研修を検討していきたいというふうに思っているところです。御意見があればよろしくお願ひします。

会長（吉野 裕君） 何かこの件について、委員さんのはうからはございませんか。

事務局長（金子 剛君） 予算を落とすのというのは、この令和4年度でバス代が大体、いつもバス代で二十二、三万かかるわけですね。その予算を組んでおりました。高速代とか、駐車場代とか、そういう予算を落とすということです。それも、令和5年度、新しい当初予算には組んどりますので、それで使う、バスの借り上げ料とか、そういうものでまた新たに新しく同じように組んでいるというような状況です。なので、4年度分をもう行かれないだろうから落とすということです。

会長（吉野 裕君） ということで、よろしいですかね。では、次に行きましょうかね。

事務局長（金子 剛君） そしたら、その他のはうに入らせていただきます。

まずは、2月の定例会の日程でございますけども、まず2月の24日金曜日の13時30分から、この総会を予定をさせていただきたいというふうに思います。2月24日金曜日です。五役会のはうを2月の16日木曜日13時30分からの予定をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、最後になりますけども、今度、農業委員さんと最適化推進委員さんの任期が3年で、今度役員の改選になりますので、ちょっと流れのはうを説明させていただきたいというふうに思います。

まず、今の任期が令和2年の7月20日から令和5年の7月19日まで、3年間、これが今委員さんの任期でございます。7月には、また改選になりますので、今度は令和5年の7月20日から令和8年の7月19日まで、3年間の委員さんを募集をしないといけないという状況です。

佐々に限らず、この長崎県でもかなり改選の動きがあると思いますけども、佐々町についてはまず募集のはうをかけたいと思います。募集期間が2月の14日から3月の13日までの4週間ですね、28日間、これは募集の実施要綱で定めておりまして、4週間となっております。

募集の方法は、農業委員会だよりも当然募集を載せておりますけども、まず営農組合長さんを通じて事務局で手渡しで持っていきますので、募集要綱の用紙をですね。要綱だけを持っていきますので、農家の方の配布、組合長さんが配布していれば皆さんのお手元

に届くというような状況です。それが13日までということです。それと、もう一つの募集の方法としては、ホームページで募集をかけたいと。インターネットのホームページ、佐々町のホームページですね、役場の。募集をかけたいというふうになっております。

途中の中間報告の公表、それから最終の公表というふうになっておりますので、インターネット上では中間と最終を公表するようにいたしております。この制度について、本当最初に言わないといけないんですけど、制度については平成28年の農地法の改正から公募制になりましたので、公募または推せんとなっておりますので、選挙じゃありませんので、選挙は以前はしていましたけど、もう選挙は全く廃止になりましたので、皆様から立候補してもらうか、各支部の営農組合から推せんしてもらうか。どちらかになりましたので、ちなみに3年前は今、農業委員さんで13名、推進委員さんが5名でいらっしゃいますけど、全員18名、全員推選という形でさせていただいております。1人、公募は、自分から立候補はいらっしゃいませんでした。

今年度は募集の結果、どうなるか分かりませんけど、恐らく公募のほうはゼロじゃないんですけど、少ないんじゃないかなというふうに思っております。支部長からの、支部からの推せんになるというふうに事務局としては考えております。分かりませんけど、それは立候補者もいらっしゃるかもしれませんけど。よろしくお願ひいたします。

3番（池田 邦義君） その中で、認定農業者の（聞き取り不能）とかありますか。

事務局長（金子 剛君） 農業委員さんだけを言います。推進委員さんは別に置いといてですね。まず、農業委員さんを13名いらっしゃいますけど、町長の任命というふうになっておりますので、議会にかける必要があります。13名の方はこちらが募集をして、選考委員会というのをつくるわけですね、ます。

その選考委員会のメンバーは副町長と総務理事、事業理事、税財政課長、それから農林水産課長、農業委員会事務局長、この6名での構成で点数式によって選出されますので、13名の農業委員さんについては、その農業委員が決定しましたら、今度は議会に6月の議会にかけますので、そこで了解をえればなれば、皆様の選任がされたというような決定ですね。いうような形になります。

農地利用最適化推進委員さんの5名については、農業委員会の会長の委嘱ってなっておりますので、議会にかける必要はありません。なので、まずは農業委員さんの13名を、当然推進委員さんも同時に募集しますけど、まずは農業委員さんの13名を選任させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

国県がいうには、全国的に女性の農業委員さんが少ないと。本町につきましては、お二人女性の方がいらっしゃいますけど、少ないというような形ですので、女性農業委員さん

を増やしてくれというような指摘事項をいただいております。本町につきましては、農業委員さんに二人いらっしゃいますけど、推進委員のほうが男性ばかりというような、人数はありますけどね。

とにかく、皆様今から話し合いとか、支部で話し合いとかされると思われますけども、女性の方もなりたいとか、それはもう推せんを、この方だったらしたいとか、そういう方がいらっしゃいましたらぜひお願いしたいというふうに思います。一応、そういう流れで——ごめんなさい。認定農業者が13人のうち半分以上いないと駄目なんですね。法的にこれは。なので、今13人中7名いらっしゃいます。認定農業者が過半数以上となっておりますのでよろしくお願いします。

3番（池田 邦義君）だから、結局農業者を結局半分以上置くということですよ。局長、事務局がかつ生産組合長さんの自宅に行って配布するということですけど、そこの部落のその班の中に、認定農業者が何人いるのか、分からぬわけでしょう。各地区の。結局、私の場合は里部落で、結局江里が何人いるとか、大茂が何人いるとか、そういう認定農業者は分からぬわけですよ。だから、その中で農業委員の中の半分を認定農業者で賄うということですよ、生産組合長さんを結局一堂に集約して、集まっていただいてその旨を話さんとさ、組合長さんの意思疎通ができないんじゃないかなと私は思います。

だから、個人個人で生産組合長さんの家に行って、生産組合員の人数を応募用紙とかチラシとかって配りますけど、その中で認定農業者がうちの部落に何人いますから、その中で推せんします。各部落がそういうことをやれば、いいことなんでしょうけど、認定農業者ばつか集まつても大いに結構ですよ。でも、そういう偏りが出てくるんじゃないかなと私は思います。

だから極端に言えばうちは認定農業者がいないからよその部落に任せようとかさ、そういう形になるわけですよ。おってもなるわけですよ。いや、私は農業委員にはなりません。認定農業者ですけどなりませんっていう方が各部落にそういう方がおられればですよ。だから結局地区地区によって集約してそこと、例えば小浦と口石で認定農業者は2名出しましようとか、市瀬の上下と神田で2名出しましようとかさ、そういう結局営農組合長さんは一堂に集めてしてもらったほうが認定農業者の数はスムーズにいくんじゃないかなと私は思います。

以上です。

事務局長（金子 剛君）今もちょうど農業委員さんなっていらっしゃる方が、各地区の割合をきれいに昔からされているわけですね。だから、そこら辺は事務局としてはお願ひに行こうかな。だから、営農組合長に話しても当然よろしいんですけど、そこら辺は営農組合長

も分かられないんじゃないかなというふうには思います。

なので、各地区ごとに豆をまくじゃないですけども、割合よくしてもらったほうが、皆さんのが一番分かっていらっしゃると思いますので、そこら辺は逆に今の農業委員さんで各支部の会議なんかあるときは行っていたけないかなというふうには思っております。

5番（築城 武美君） 佐々町の認定農業者というのは29でしたか、30でしょう。

事務局長（金子 剛君） 今は29ですね。

5番（築城 武美君） 29ですね。29分の7ですよね。この委員で計算するとね。だから非常にもう少数中の精銳の方しか出てこれんとですけど、現実は。だから29分の7という数字を見たときに、本当どうなんですかって、7名を確保するということはどうなんですか。僕はそこのメンバーでも何でもないからよく分からんんだけども、29人の中から7名選ばないかんということでしょう。

事務局長（金子 剛君） そうですね。13の半分以上ですから。

5番（築城 武美君） 現在出ていただいている認定農業者の方……。

事務局長（金子 剛君） 方が一番なつていければ、一番よろしいかと思います。

5番（築城 武美君） なんかスムーズですね。

8番（藤永 九市君） 今、話が改選に伴う任期が来て改選の話出てますけどね。事務局から、局長からはできればこの体制で残っていただければなというふうな気持ちが言われました。私もそのように思います。それで、まず一番分かりやすいのは第三者ですね、利害関係に伴い築城委員さん頑張っておられます。非常にすばらしいあれですから、動かないだろうと私は思っていますけども、残っていただければこの上ないと思います。

それから、女性委員ですね、これにつきましてはうちは和田委員出ておられますから、木場から推せんなわけじゃないんで、全体から、佐々町全体から女性委員を必ず一人以上はということで確保するために、一人ではどうしても話し相手が必要だから、じゃあ絶対二人は確保せなという形で二人、すばらしい二人抱えて、よその市町には恥ずかしくない体制がとれていると思いますから、できれば残っていただくという形をとれればこの上ないと思いますね。

だから、そういうふうに女性の方については各地域からでございませんので、その点ははつきりしておく必要があると思います。第三者にもそうだと思いますけど、それずっと考えよったらだんだん認定農業者も入れんばとなったら、一般農家の方というとだんだん少なくなってくるとですよね。もうこれやむを得ない形なんんですけどもね。そういうことでもう私、言わんとすることは私はもうおりませんけども、皆さん方に頑張っていただきて、できればもう一つもらうように事務局もしっかりとひとつ頑張ってくださいよ。そうす

ると、皆さん意外とそんならって言わすはずです。

すみません。以上です。

事務局長（金子 剛君） 事務局からは今言ったような流れで進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

6番（和田貞子君） すみません。御質問なんですけど、その認定農業者の29人の中に女性の認定農業者っていらっしゃるんですか。

事務局長（金子 剛君） いや、いらっしゃいません。

6番（和田 貞子君） 男性ばかりですか。分かりました。

事務局長（金子 剛君） 農業委員さんの中にはいらっしゃらないんですけど、29名の中には当然家族協定とか結んで（私語あり）ああ、ごめんなさい。いらっしゃいます。

会長（吉野 裕君） ほかにございませんか。——年明け早々大変重要な課題がたくさんありますけども、御理解いただき、何とか乗り越えていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

本日の案件は全て終了いたしました。これで閉会いたします。お疲れさまでした。

（閉会 午前 15時 25分）

上記のとおり相違ありません

会長 古野 光

会議録署名委員 濱野 姫

会議録署名委員 池田 邦義